



福岡医発第 1513号 (地)

平成14年11月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次



福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
実施要綱の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長より、平成14年4月1日より実施要綱を一部改正した旨、通知がありましたので、ご通知申し上げます。

なお、各委託医療機関には福岡県より直接、通知されておりますことを申し添えます。

(公印省略)

14 健 疾 第 143 号
平成 14 年 11 月 8 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
実施要綱の一部改正について (通知)

本県の保健福祉行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、厚生省保健医療局長通知「在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業について」(平成 10 年 4 月 9 日健医発第 637 号)及び「福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき実施しているところですが、今般、厚生省保健医療局長通知が一部改正されました。

これに伴い、本県においても事業の適正な実施を図るため、実施要綱を下記のとおり一部改正しましたので通知します。

なお、各委託医療機関には別途通知していますので、申し添えます。

記

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 適用期日 | 平成 14 年 4 月 1 日 |
| 2 | 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 | 参 考 | 改正後の実施要綱 |



福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の在宅医療の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、福岡県とする。

(対象患者)

第3条 対象患者は、福岡県内に住所を有する特定疾患治療研究事業対象疾患患者であって、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(実施方法)

第4条 福岡県は、訪問看護従事職員の配置、設備の状況など、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護に関する治療研究を行うのに十分な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより治療研究を行うものとする。

2 前項の費用の額は、診療報酬において在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき3回目以降（知事が特別な事情があると認める場合にあっては2回目以降）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回を限度として、次により支払うものとする。

(1) 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円

(2) 訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円

(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円

(4) その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円

(5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

(治療研究の期間)

第5条 治療研究の期間は、同一患者につき1か年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、その期間を更新できるものとする。

(治療研究を行う機関)

第6条 治療研究を行う機関は、訪問看護ステーション等医療機関とし、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業に関し、別紙委託契約書により知事と委託契約を締結するものとする。

(特定疾患審査会との関係)

第7条 福岡県特定疾患審査会（福岡県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月1日施行）第9条の規定に基づき、設置された審査会をいう。以下「審査会」という。）は、知事の要請によりこの治療研究事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

(治療研究実施の手続)

第8条 第3条に規定する対象患者で治療研究を受けようとする者は、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業参加申請書（様式1号。以下「申請書」という。）

に訪問看護指示書及び訪問看護計画書（診療報酬対象分と対象外の分を含む訪問看護計画書をいう。）を添えて、所管保健所（政令市の保健所を含む。以下「保健所」という。）を経由し、知事に提出するものとする。ただし、特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に当該疾患に係る臨床調査個人票を添付するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けた場合において、必要に応じ審査会の意見を聴取し、適当と認めたときは、その結果を申請者及び訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

3 有効期間を過ぎて、なお継続して治療研究を行う必要がある場合は、当該治療研究を受けようとする者は、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業参加継続申請書（様式2号）を知事に提出するものとする。

（事業計画及び実績報告）

第9条 訪問看護ステーション等医療機関の長は、毎月の診療報酬対象外の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ保健所を経由し、知事あてに提出するものとする。

2 訪問看護ステーション等医療機関の長は、翌月10日までに、患者別の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実績報告書（様式3号）により保健所を経由し、知事に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第10条 訪問看護ステーション等医療機関は、訪問看護指示料を請求するときは訪問看護指示料請求書（様式4号）により、また訪問看護の費用を請求するときは訪問看護費用請求書（様式5号）により保健所を経由し、治療研究を行った月の翌月の10日までに知事に請求するものとし、知事は、前条第2項の報告書等に基づき、治療研究の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（秘密保持）

第11条 治療研究を行う機関及びその職員は、患者、家族等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の秘密保持については、慎重に配慮するものとし、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、その保護に十分配慮するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月28日から施行し、改正後の福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月8日から施行し、改正後の福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）とは、福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱に基づく在宅人工呼吸器使用特定疾患患者（以下「対象患者」という。）に対する訪問看護の実施について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対して対象患者の在宅医療の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究及び患者の医療費の負担軽減を図るため診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施を委託し、乙は、これを受託する。

（実施内容）

第2条 本契約により乙が行う訪問看護の回数は、原則として対象患者一人につき1週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行って差し支えないものとする。

（計画書等の提出）

第3条 乙は、毎月の診療報酬対象外の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ甲に提出するものとする。

（報告書の提出）

第4条 乙は、翌月の10日までに毎月の患者別の在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実績報告書を甲に提出するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、本契約による訪問看護を行ったときは、翌月の10日までに前月に実施した訪問看護等に係る費用の請求書を甲に提出するものとする。

（訪問看護等の費用の額）

第6条 本契約により甲が乙に支払う訪問看護等の費用は別表に定める額とする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、第5条に基づく請求を受けたときは、できるだけ速やかにその費用を支払うものとする。

（調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の訪問看護について書類を閲覧し、説明を求め、又は報告を徴することができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部の効力を停止させ、又は契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、事業の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託期間)

第11条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項及び実施上の疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙

別表

訪問看護等の費用の額

- ① 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円
- ② 訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円
- ③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円
- ④ その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円
- ⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

様式1号(第8条関係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業参加申請書

					整理番号					
ふりがな 氏 名				性 別	男・女	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日		
住 所	〒 ()			出生都 道府県		発症時 の職業				
発症年月	昭和 平成	年 月	初診年月日	昭和 平成	年 月 日	保険 種別	政・組・共 国・他()			
疾 患 名				特定疾患医療 受給者証番号						
過去 1年間の 訪問看護 状況	訪問看護回数		(年 回、月平均 回)							
	訪問看護 ステーション 等医療機関	住 所								
		名 称								
		管理者								
	主治医	医療機関名								
		住所								
氏名										
上記患者が、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の対象患者であることを認める。 医療機関名 住所 主治医氏名 印										
申 請 書 記 載 者	氏 名					受給者と の 続 柄				
	住 所	〒 ()								
私は、本研究事業による訪問看護の記録が厚生労働省特定疾患対策研究班に送付され、研究の用に供されることに同意の上、上記のとおり、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の参加申請を行います。 申請者氏名 年 月 日 福岡県知事 殿 印										

様式2号(第8条関係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
参加継続申請書

					整理番号					
ふりがな 氏 名				性 別	男・女	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日		
住 所	Tel ()			出生都 道府県		発症時 の職業				
前回承認 年月日	年 月 日		特定疾患医療 受給者証番号				保険 種別	政・組・共 国・他()		
継続治療 を要する 理由	[疾患名:]									
主治医	医療機関名									
	住所									
	氏名									
継続を要する 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日									
申請書 記載者	氏 名						受給者と の 続 柄			
	住 所	Tel ()								
私は、本研究事業による訪問看護の記録が厚生労働省特定疾患対策研究班に送付され、研究の用に供されることに同意の上、上記のとおり、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の参加継続申請を行います。 申請者氏名 印 年 月 日 福岡県知事 殿										

様式 3 号 (第 9 条関係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
実績報告書 (年 月分)

					整理番号					
ふりがな				性 別	男・女	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日		
氏 名										
住 所	〒 ()			出生都 道府県		発症時 の職業				
発症年月	昭和 平成	年 月	初診年月日	昭和 平成	年 月 日	保険 種別	政・組・共 国・他 ()			
疾 患 名				特定疾患医療 受給者証番号						
当 該 月 の 訪 問 看 護 状 況	診療報酬対象 訪問看護	回 数	(月 回、週平均 回)							
		時 間	(月間総 時間、1 回平均 時間)							
	訪問看護の 内容									
		回数	(月 回、週平均 回)							
			時 間	(月間総 時間、1 回平均 時間)						
		治療研究事業 対象訪問看護	訪問看護の 内容							
上記患者に対し在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究を行ったので、その実績を報告します。 年 月 日 福岡県知事 殿 訪問看護ステーション等医療機関の所在地及び名称： 電話番号： 管理者氏名： 印										

様式4号(第10条関係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
訪問看護指示料請求書(年 月分)

請求金額

円

請求内訳

整理番号	患者氏名	指示書発行日	指示先の訪問看護ステーション等医療機関名	金 額

上記のとおり請求します。なお、支払金額は下記の口座に振り込んでください。

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所

医療機関名

印

(氏 名)

振 込 先	銀 行		支 店							
	当 座	口 座								
医療機関	普 通	番 号								

様式5号(第10条関係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
訪問看護費用請求書（ 年 月分）

請求金額

月

請求内訳

[illegible]

上記のとおり請求します。なお、支払金額は下記の口座に振り込んでください。

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所

医療機関名

印

(氏 名)

振込先 医療機関	銀行		支店			
	当座 普通	口座 番号				

「福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱」一部改正新旧対照表

新	旧
福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱 第1条～第2条 略 (対象患者) 第3条 対象患者は、<u>福岡県内に住所を有する特定疾患治療研究事業対象疾患患者であつて、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。</u> (実施方法) 第4条 福岡県は、訪問看護従事職員の配置、設備の状況など、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護に関する治療研究を行うのに十分な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより治療研究を行うものとする。 2 前項の費用の額は、診療報酬において在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき3回目以降（知事が特別な事情があると認める場合にあっては2回目以降）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回を限度として、次により支払うものとする。 (1) 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円 (2) 訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円 (3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円 (4) その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円 (5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円	福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱 第1条～第2条 略 (対象患者) 第3条 対象患者は、福岡県に住所を有する筋萎縮性側索硬化症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症等の特定疾患治療研究事業対象疾患患者であつて、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が診療報酬対象外の訪問看護を必要と認める患者とする。 (実施方法) 第4条 知事は、訪問看護従事職員の配置、設備の状況など、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護に関する治療研究を行うのに十分な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより治療研究を行うものとする。 2 前項の費用の額は、診療報酬において在宅患者訪問看護・指導料又は老人訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護について、患者1人当たり年間260回を限度として、次により支払うものとする。 (1) 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円 (2) 訪問看護ステーションが行う保健婦又は看護婦による訪問看護の費用の額は1回につき8,000円 (3) 訪問看護ステーションが行う准看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円 (4) その他の医療機関が行う保健婦又は看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円 (5) その他の医療機関が行う准看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

新	旧
第5条～第10条 略 (秘密保持) 第11条 治療研究を行う機関及びその職員は、患者、家族等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の秘密保持については、<u>慎重に配慮するものとし、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、その保護に十分配慮するものとする。</u> 第12条 略	第5条～第10条 略 (秘密保持) 第11条 治療研究を行う機関及びその職員は、患者、家族等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の秘密保持については、<u>十分に配慮するものとする。</u> 第12条 略

新

福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱に基づく在宅人工呼吸器使用特定疾患患者（以下「対象患者」という。）に対する訪問看護の実施について、次のとおり契約を締結する。

第1条～第12条 略

この契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙

別表

訪問看護等の費用の額

- ① 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円
- ② 訪問看護ステーションが行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円
- ③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円
- ④ その他の医療機関が行う保健師又は看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円
- ⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

旧

福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、福岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱に基づく在宅人工呼吸器使用特定疾患患者（以下「対象患者」という。）に対する訪問看護の実施について、次のとおり契約を締結する。

第1条～第12条 略

この契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙

別表

訪問看護等の費用の額

- ① 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円
- ② 訪問看護ステーションが行う保健婦又は看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき8,000円
- ③ 訪問看護ステーションが行う准看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき7,500円
- ④ その他の医療機関が行う保健婦又は看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき5,300円
- ⑤ その他の医療機関が行う准看護婦による訪問看護の費用の額は、1回につき4,800円

新	旧
様式1号～様式5号 略	様式1号～様式5号 略



福岡医発第 1514号 (地)

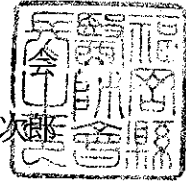
平成14年11月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次



在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の実施について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長より、今般、「特別な事情」により2回目以降を治療研究事業の対象とする場合の考え方について別紙のとおり定めた旨、通知がありましたので、ご通知申し上げます。

なお、各委託医療機関には福岡県より直接、通知されておりますことを申し添えます。



(公印省略)

14健疾第105号の2

平成14年11月8日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業の
実施について（通知）

本県の保健福祉行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、平成14年7月26日14健疾第105号により、対象となる訪問看護を1日につき3回目以降（特別な事情がある場合は2回目以降）とする旨通知しているところですが、今般、「特別な事情」により2回目以降を治療研究事業の対象とする場合の考え方について、別紙のとおり定めましたので、通知します。

おって、各委託医療機関には別途通知していますので、申し添えます。



別 紙

「特別な事情」により2回目分を治療研究事業の対象とする場合の考え方

1日のうち原則として3回目以降の訪問看護を治療研究事業の対象とする。

1日のうち2回目の訪問看護については、以下の（A）～（C）のいずれかの場合に該当するものであるときのみ、治療研究事業の対象として取り扱う。

（A）1日のうち1回目の訪問看護を診療報酬で行うステーションが、人員不足等の理由により、2回目を実施する余力がない場合に、同じ患者に対し治療研究事業で訪問看護を行っている別のステーションが代わりに2回目の訪問看護を行うような場合。

（B）2回目の訪問看護が、患者が示す症状や家族等の都合など、患者を取り巻く状況により、診療報酬による訪問看護の平均的な時間とされている2時間を超えるような長時間にわたるものとなる場合（2時間を超え、かつ1回目の訪問看護（診療報酬扱い分）より長時間となる場合に限る）。

（C）患者を取り巻く状況により、2回目の訪問看護の実施内容が1回目（診療報酬扱い分）と比べて、全く異なるものにならざるを得ない場合（1回目とほとんど同じ内容であれば、該当しない）。